

第 2 次自転車ネットワーク計画



第 1 章	自転車ネットワーク計画の概要.....	1
1	自転車ネットワーク計画の位置づけ.....	1
2	計画区域.....	1
3	計画期間.....	1
第 2 章	自転車ネットワーク整備の取り組み経過.....	2
第 3 章	自転車ネットワーク整備の課題.....	6
1	NCC の実現.....	6
2	公共交通との連携.....	6
3	サイクルツーリズムの推進.....	6
第 4 章	自転車ネットワーク.....	7
1	自転車ネットワークの目的.....	7
2	自転車ネットワークの構成.....	7
3	自転車ネットワークの路線選定基準.....	8
4	自転車ネットワーク.....	8
第 5 章	優先整備路線.....	16
1	優先整備路線の目的.....	16
2	優先整備路線の選定基準.....	16
3	優先整備路線.....	16
第 6 章	自転車ネットワーク整備手法.....	22
1	生活利用自転車ネットワークの整備手法.....	22
2	サイクリングロード・サイクリングルート の整備手法.....	23
3	効率的・効果的な整備手法の検討.....	23
第 7 章	優先整備路線の整備効果.....	24
1	生活利用自転車ネットワーク における優先整備路線の整備効果.....	24
2	サイクリングロード・サイクリングルート における優先整備路線の整備効果.....	24
第 8 章	自転車ネットワークの維持管理.....	25
1	既整備路線における自転車走行空間 の維持管理.....	25
2	走行支障物件の撤去指導.....	25
第 9 章	評価指標と整備スケジュール.....	26
第 10 章	推進体制と進行管理体制.....	27



1 自転車ネットワーク計画の概要

1) 自転車ネットワーク計画の位置づけ

- 本計画は、上位計画である「第6次宇都宮市総合計画」に基づき、本市の自転車を活用したまちづくりの方向性を示した「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」に基づき、基盤づくりのひとつとして位置づけます。
- 「ネットワーク型コンパクトシティ（以下、「NCC」という）」の移動を支える「自転車ネットワーク」の姿を示すとともに、「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」の計画期間内（10年間）に整備する「優先整備路線」を選定します。
- 自転車活用推進法（H29.5）に基づく「自転車ネットワーク計画」

2) 計画区域

- 本計画における対象地域は、宇都宮市全域とします。

3) 計画期間

- 「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」の計画期間と整合を図り、本計画の計画期間は令和12年度までの10年間と位置づけ、自転車走行空間の整備を進めます。



2 自転車ネットワーク整備の取り組み経過

これまで本市では、全国に先駆けて自転車に注目し、平成 14 年度に策定した「宇都宮市自転車利用・活用基本計画」、その取り組みを踏まえ平成 22 年度に策定した「宇都宮市自転車のまち推進計画（前期計画）」、平成 27 年度に策定した「宇都宮市自転車のまち推進計画（後期計画）」における、誰もが安全で快適に楽しく自転車を利用できる「自転車のまち宇都宮」の実現を目指すため、自転車に関連するさまざまな取組を実施してきました。

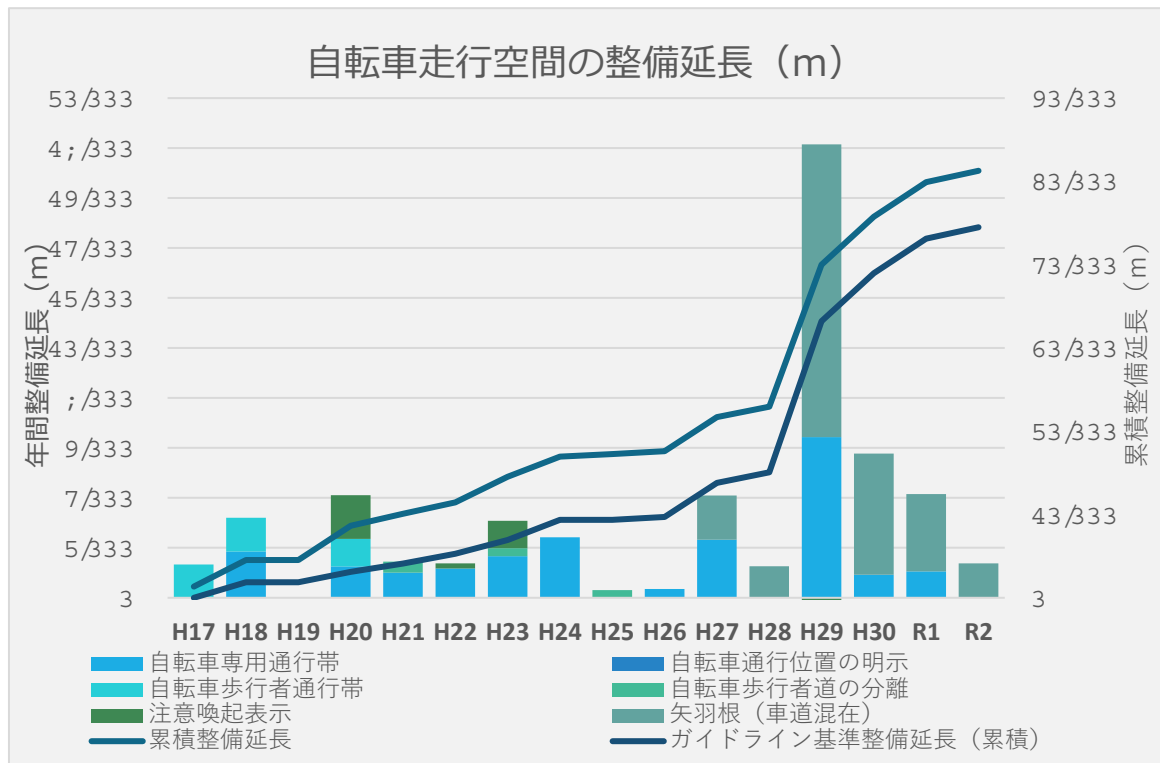
そうした取り組みの中の一つとして、安全な自転車走行環境を創出するため、自転車走行空間(自転車専用通行帯・矢羽根型路面表示)やサイクリングロードの整備を進めてきたところであり、令和 2 年度までに市内全域に約 51.3 kmの自転車走行空間を整備しています。

また、国においても、健康増進や環境保全への意識の高まり、さらにはコンパクトシティに向けたまちづくり等を支える移動手段として、自転車利用のニーズが近年一段と高まっており、自転車が身近で快適・安全な移動手段として役割を担えるよう、自転車に関連する各種法令等の創設・改正が行われています。

自転車走行空間の整備延長

年	ガイドライン準拠			ガイドライン準拠以外				小計	総計
	自転車専用通行帯	矢羽根（車道混在）	小計	自転車通行位置の明示	自転車歩行者通行帯	自転車歩行者の分離	注意喚起表示		
H17			0		1330			1330	1330
H18	1850		1850		1350			1350	3200
H19			0					0	0
H20	1250		1250		1100		1750	2850	4100
H21	1000		1000			440		440	1440
H22	1170		1170				200	200	1370
H23	1660		1660			320	1100	1420	3080
H24	2420		2420					0	2420
H25			0			300		300	300
H26	350		350					0	350
H27	2320	1770	4090					0	4090
H28		1260	1260					0	1260
H29	6430	11720	18150				-1100	-1100	17050
H30	920	4850	5770					0	5770
R1	1050	3100	4150					0	4150
R2		1370	1370					0	1370
合計延長	20420	24070	44490	0	3780	1060	1950	6790	51280













自転車走行空間の整備延長の推移

自転車に関連する各種法令等の創設・改正の概要

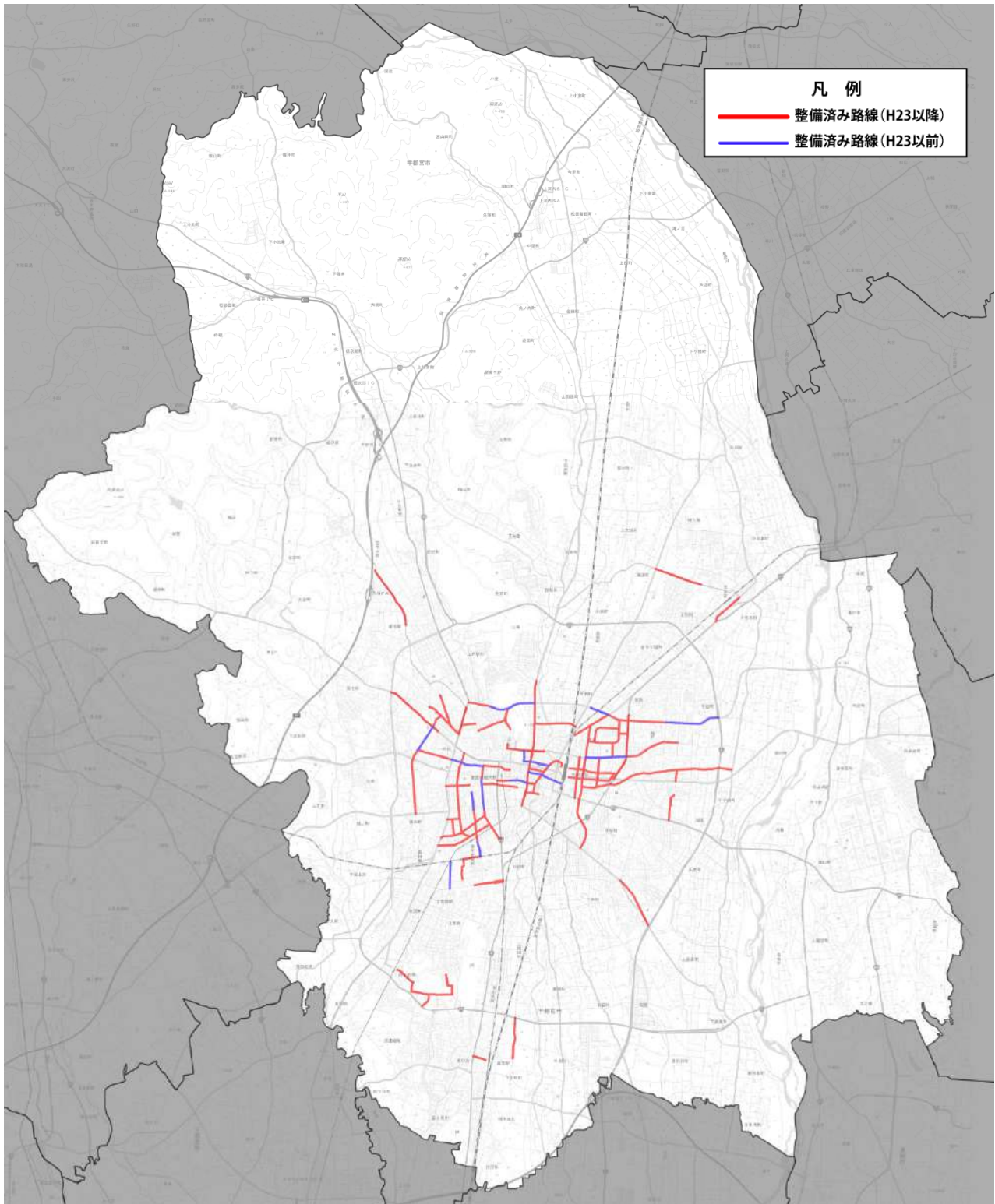
法令	創設・改正時期	創設・改正におけるポイント
安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	H28.7 (改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段階的な計画策定方法の導入 ・ 暫定形態の積極的な活用 ・ 路面表示の仕様の標準化 ・ 自転車道は一方通行を基本とする考え方の導入 等
自転車活用推進法	H29.5 (創設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車のIoT化の促進 ・ サイクルツーリズムの推進 ・ 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進 ・ 災害時における自転車の活用の推進
道路構造令	H31.4 (改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自転車通行帯」を新たに規定 ・ 自転車道の設置要件の追加
道路交通法	R2.6 (改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・ あおり運転の厳罰化



<p>自転車専用通行帯</p>	<p>矢羽根（車道混在）</p>
	
<p>自転車歩行者通行帯</p>	<p>自転車歩行者道の分離</p>
	
<p>注意喚起表示</p>	<p>自転車通行位置の明示</p>
	
<p>自転車歩行者専用道</p>	<p>自転車道</p>
	

自転車走行空間の整備形態





整備済路線 (R3.3 現在)



3 自転車ネットワーク整備の課題

1) NCCの実現

現在の自転車ネットワークを見直し、より安全で快適な走行空間を確保するため、通勤・通学、買物などの日常生活やサイクリング、健康づくりなど自転車を楽しむ手段などの視点を加えて路線を選定し、自転車ネットワークを拡充します。

2) 公共交通との連携

総合的な公共交通ネットワークの要となるLRTの開通を見据え、トランジットセンター・停留場付近へのアクセス路線の自転車走行空間を整備することにより、自転車と公共交通との連携を強化し、NCCを支える「自転車のまち」を推進します。

3) サイクルツーリズムの推進

自転車を活用した観光振興（サイクルツーリズム）を推進するため、県内の市町と連携して広域のサイクリングロードの整備やサイクリングルートを設定していくとともに、案内標示や休憩スポットなど走行環境・受入環境の整備など、市内外からサイクリストを誘客し、自転車に乗って観光スポットを巡り楽しむ機会を提供します。



4 自転車ネットワーク

1) 自転車ネットワークの目的

「第2次自転車のまち推進計画」における基本方針に基づき、自転車がNCCにおける市民や来街者の移動手段として、通勤・通学、買い物などの日常生活に加え、サイクリング・健康づくりなどの余暇活動を楽しむツールとしての自転車利用など多様な場面で活用され、誰もが健康で便利に楽しめる「自転車のまち宇都宮」の実現を目指します。

① 「働く・学ぶ」「住まう」まちを支える生活利用自転車ネットワーク

～“生活利用”手段として自転車を活用～

- ・ 通勤・通学や買い物などの日常生活において身近な移動手段として「歩いて暮らせるまちづくり」を支える
- ・ 多様な公共交通との連携を図ることで広域的な交通ネットワークの構築を図る

② 「憩う・楽しむ」まちを支えるサイクリングロード・サイクリングルート

～“楽しむ”手段として自転車を活用～

- ・ サイクリングや健康づくり、サイクルツーリズムなど楽しむ手段として自転車を活用できる環境を創出する（サイクリングロード、観光拠点の周遊ルート、本市観光拠点と周辺市町の観光拠点等を結ぶ広域周遊ルート等）

2) 自転車ネットワークの構成

自転車ネットワークは、目的に応じた3種のネットワークにより構成します。

① 拠点間を結ぶ幹線ネットワーク

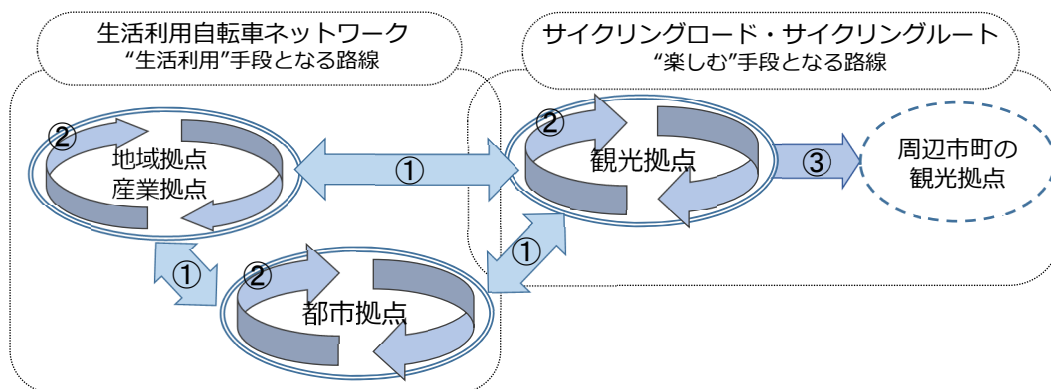
- ・ 拠点間を結ぶ幹線道路等により形成（公共交通ネットワークや道路ネットワークと整合を図りながら構築）

② 拠点内を移動する地域ネットワーク

- ・ 幹線ネットワークで結ばれる各拠点において、拠点内の回遊性向上に資する路線（自転車需要の高い路線）で形成

③ 周辺市町を結ぶ広域ネットワーク

- ・ 市内及び周辺市町の観光拠点等を結ぶ広域的なネットワーク路線で形成



3) 自転車ネットワークの路線選定基準

(1) 生活利用自転車ネットワークの路線選定基準

- ・ 都市拠点と地域拠点・産業拠点・観光拠点を結ぶ移動需要が高い路線
 - ☞主に3環状12放射道路を形成する主要な幹線道路をはじめとした、拠点間を結ぶ路線
- ・ 公共交通にアクセスする路線
 - ☞鉄道駅駐輪場やサイクルアンドバスライド用駐輪場、トランジットセンターなどへのアクセス路線
- ・ 日常生活における自転車需要が多く見込まれる路線
 - ☞都市機能誘導区域や居住誘導区域、地域拠点区域などの人口が集中する場所や、ショッピングセンターや病院、運動公園周辺など日常的な自転車交通量が多い路線
- ・ 自転車通学時の安全確保が必要な路線
 - ☞小学生の通学路と自転車通学する中学生・高校生の通学路が錯綜する路線

(2) サイクリングロード・サイクリングルートの路線選定基準

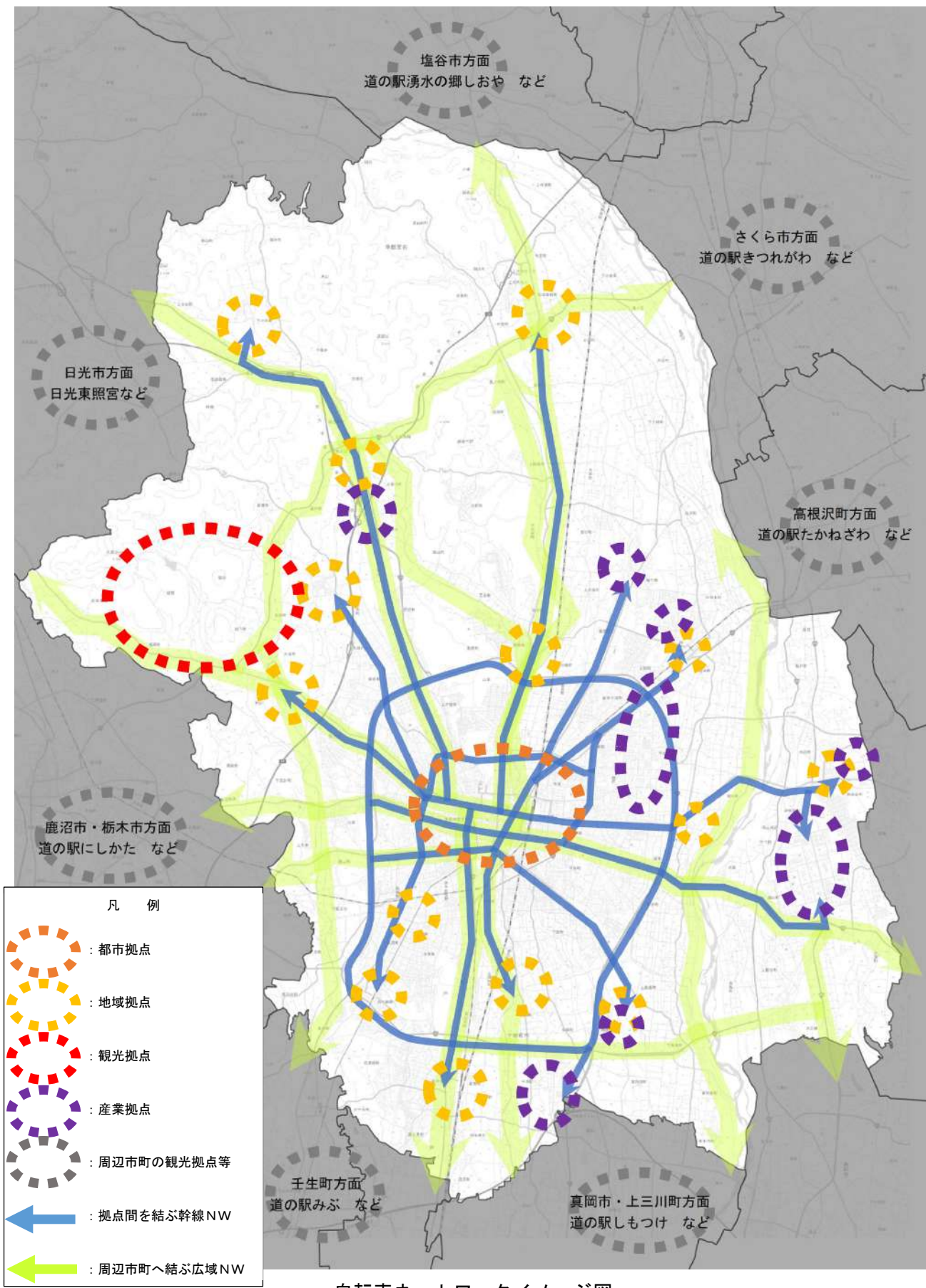
- ・ 観光拠点内の周遊路線
 - ☞ジャパンカップサイクルロードレースコースや観光拠点内における観光資源間を結ぶ路線
- ・ サイクリングロードや周辺市町へ跨るサイクリングルートとなる路線
 - ☞河川沿いのサイクリングロードや本市の観光拠点と周辺市町と観光拠点等を結ぶ路線

4) 自転車ネットワーク

前項における生活利用自転車ネットワークとサイクリングロード・サイクリングルートの路線選定基準に基づき、2050年を見据えたNCCの移動を支える「自転車ネットワーク」を延べ495km選定します。

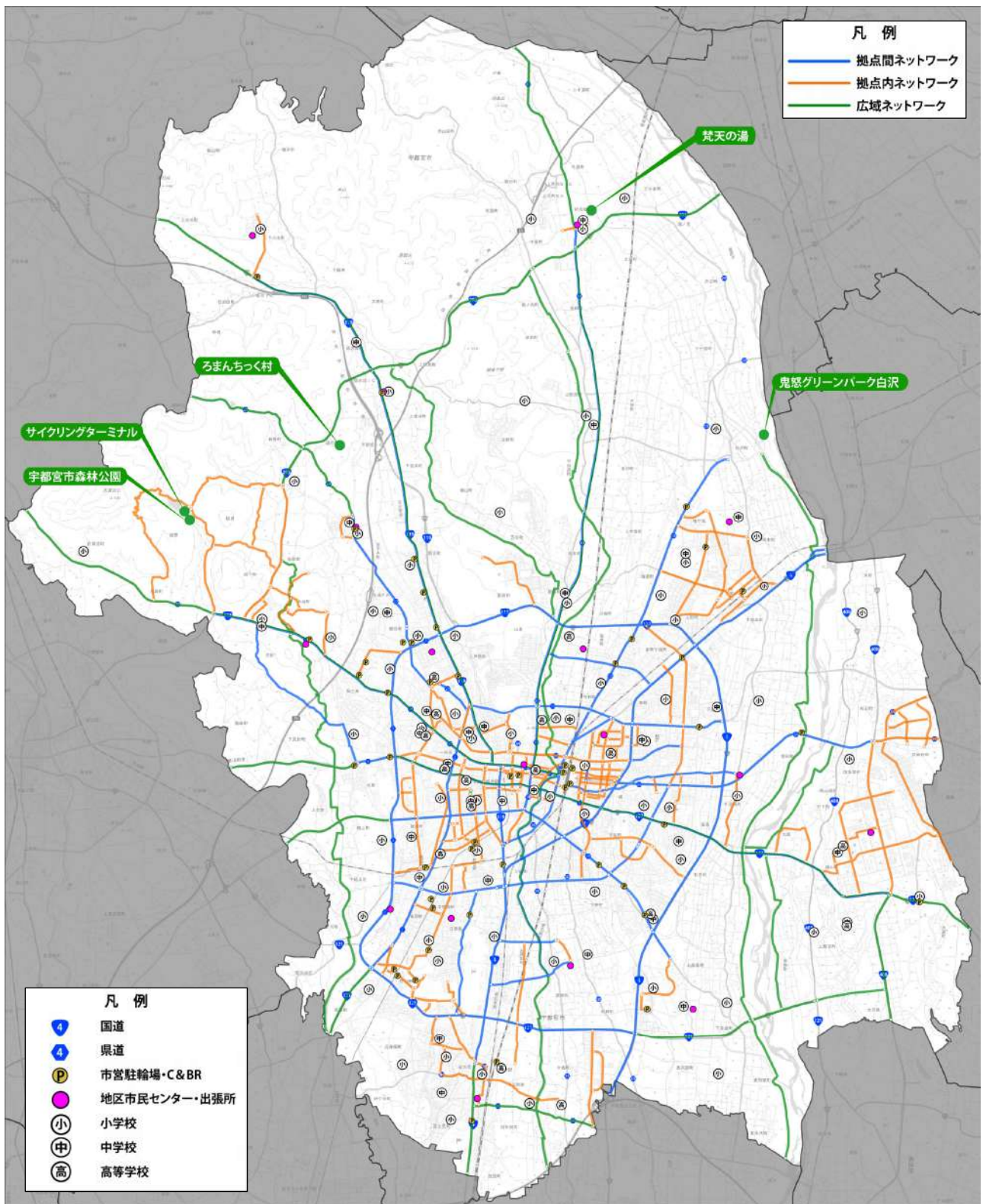
(内訳 国道 31km, 県道 195km, 市道 196km, その他 73km)





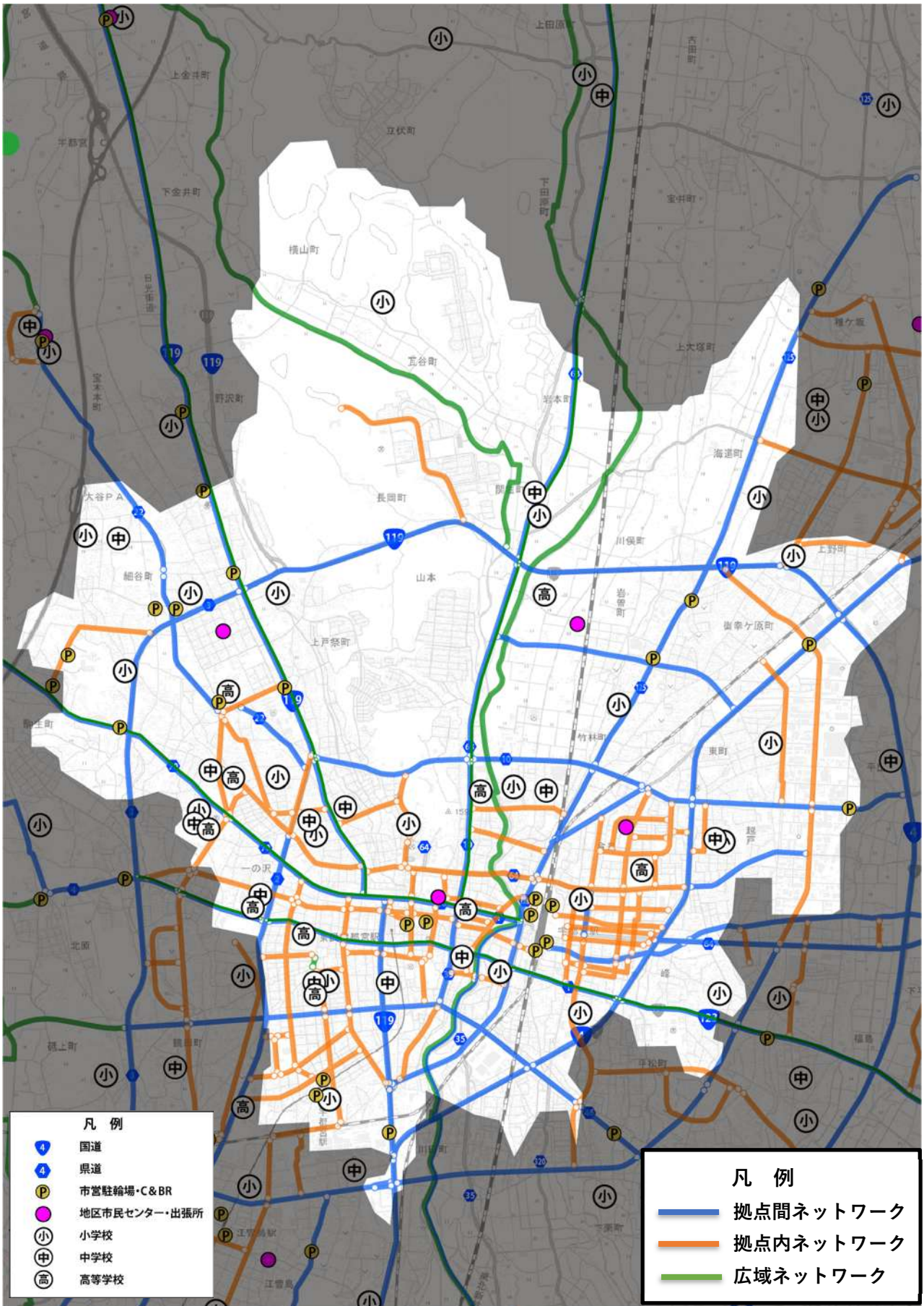
自転車ネットワークイメージ図





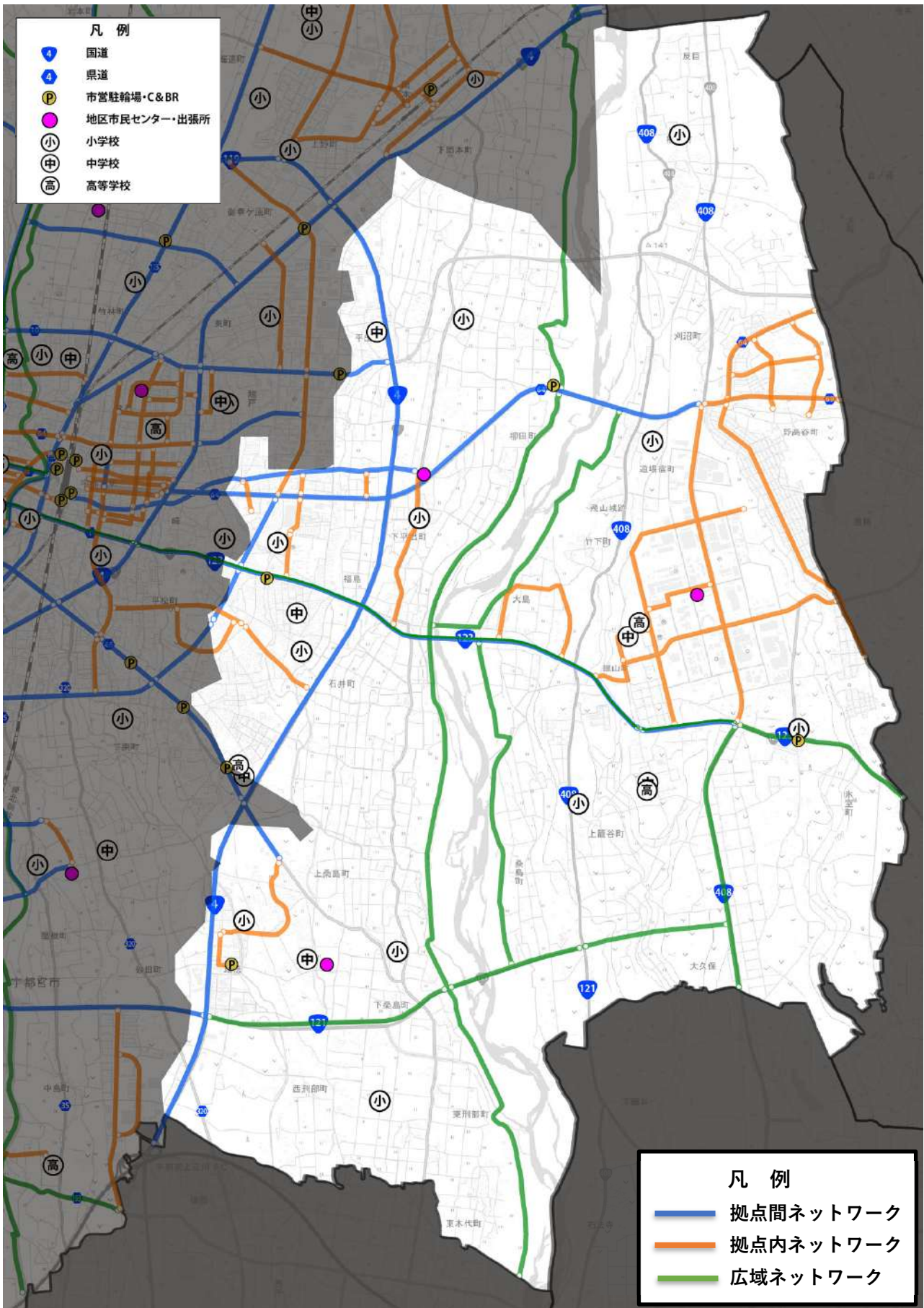
自転車ネットワーク（全域）





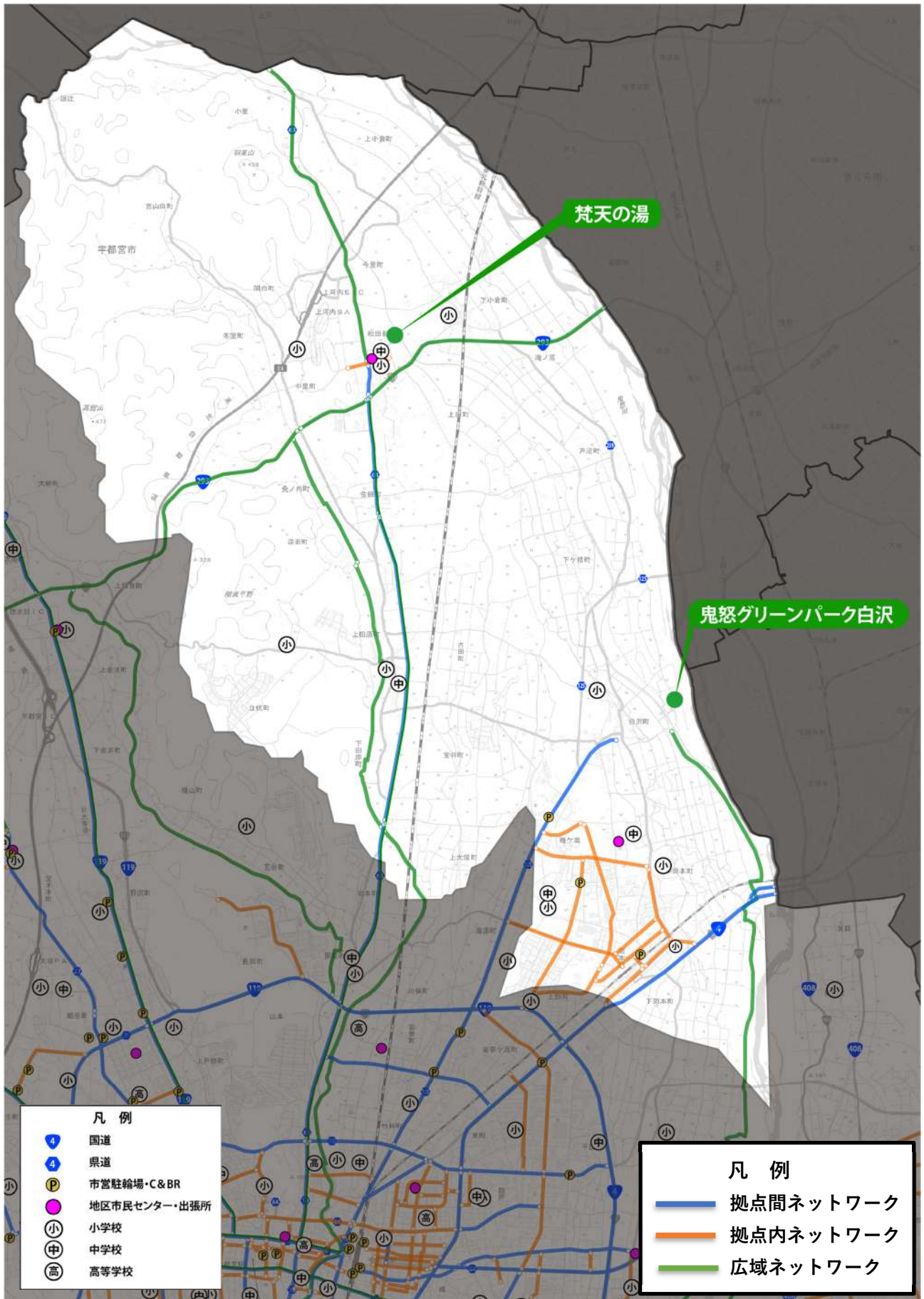
自転車ネットワーク（中央部）





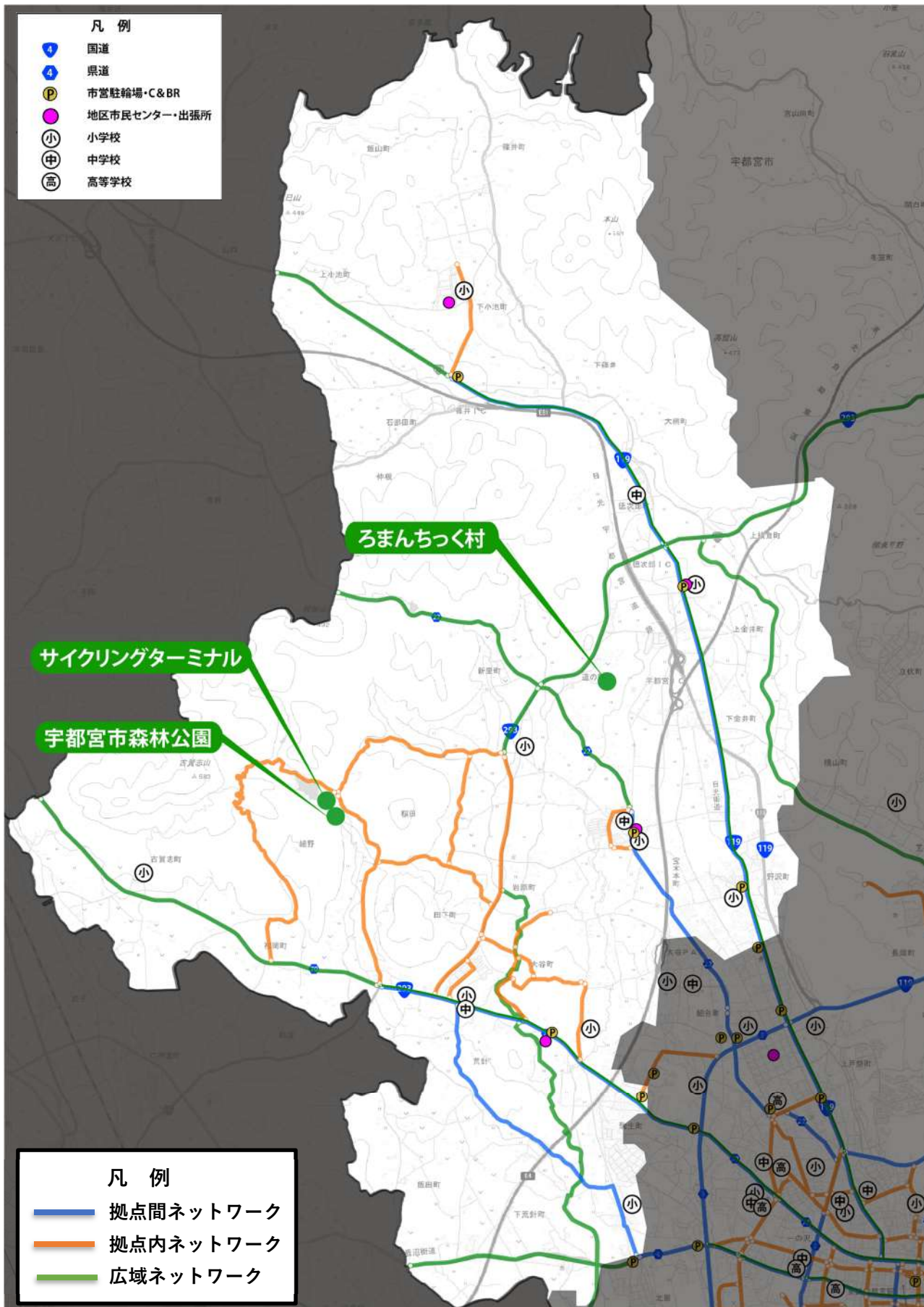
自転車ネットワーク（東部）





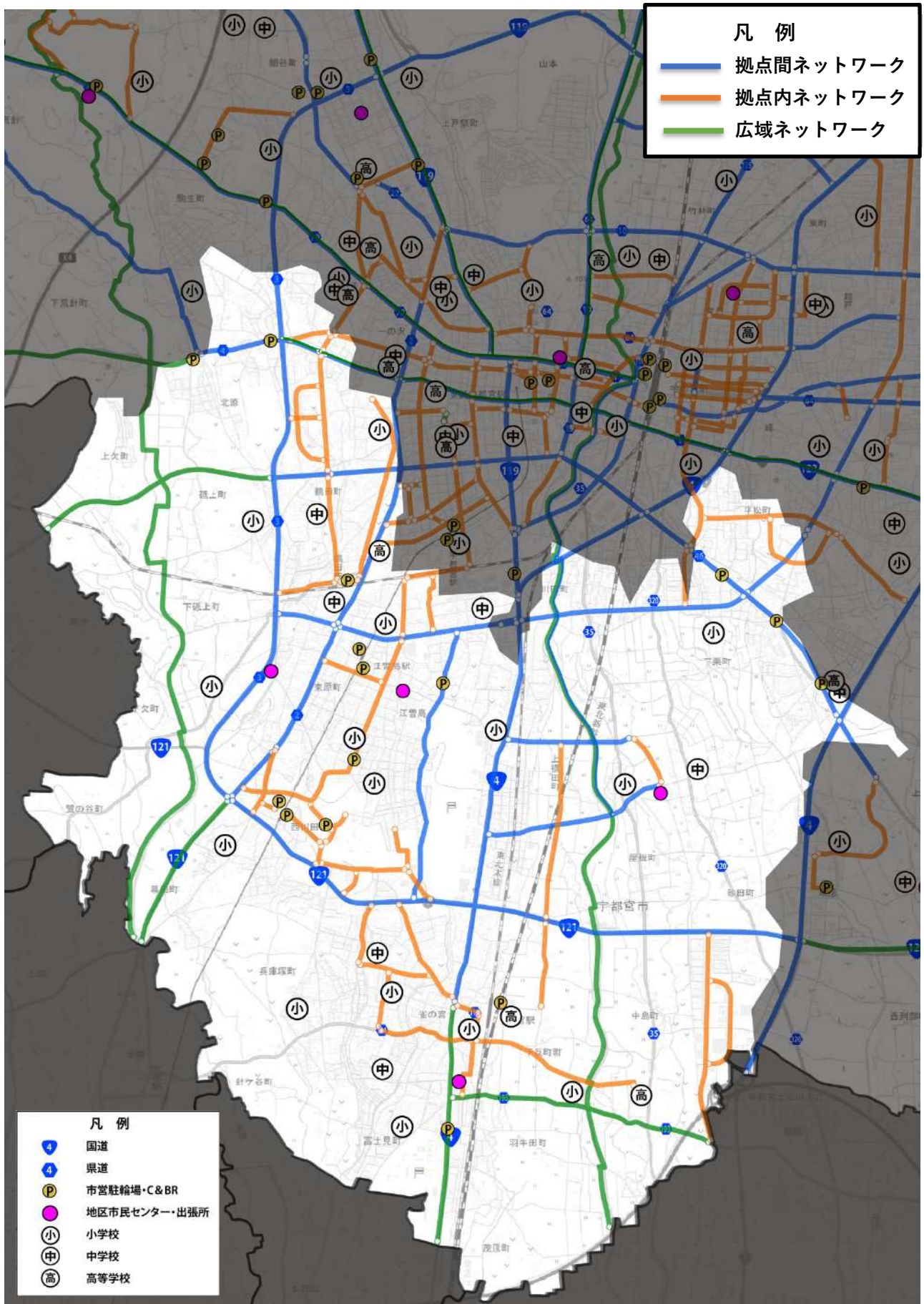
自転車ネットワーク（北東部）





自転車ネットワーク（北西部）





自転車ネットワーク（南部）



5 優先整備路線

1) 優先整備路線の目的

「自転車ネットワーク」に位置付けた路線のうち、自転車需要や安全性、各種事業との関連性などの観点から、整備の優先度が高い路線を「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」の計画期間内（10年間）に整備する「優先整備路線」として選定し、「自転車ネットワーク」の計画的な整備推進を図ります。

2) 優先整備路線の選定基準

(1) 生活利用自転車ネットワークにおける優先整備路線の選定基準

- ・ 自転車通勤・通学の需要が高い路線（トランジットセンターへのアクセス路線 等）
- ・ 自転車事故が発生した安全性の向上が必要な路線（自転車関連事故多発路線 等）

(2) サイクリングロード・サイクリングルートにおける優先整備路線の選定基準

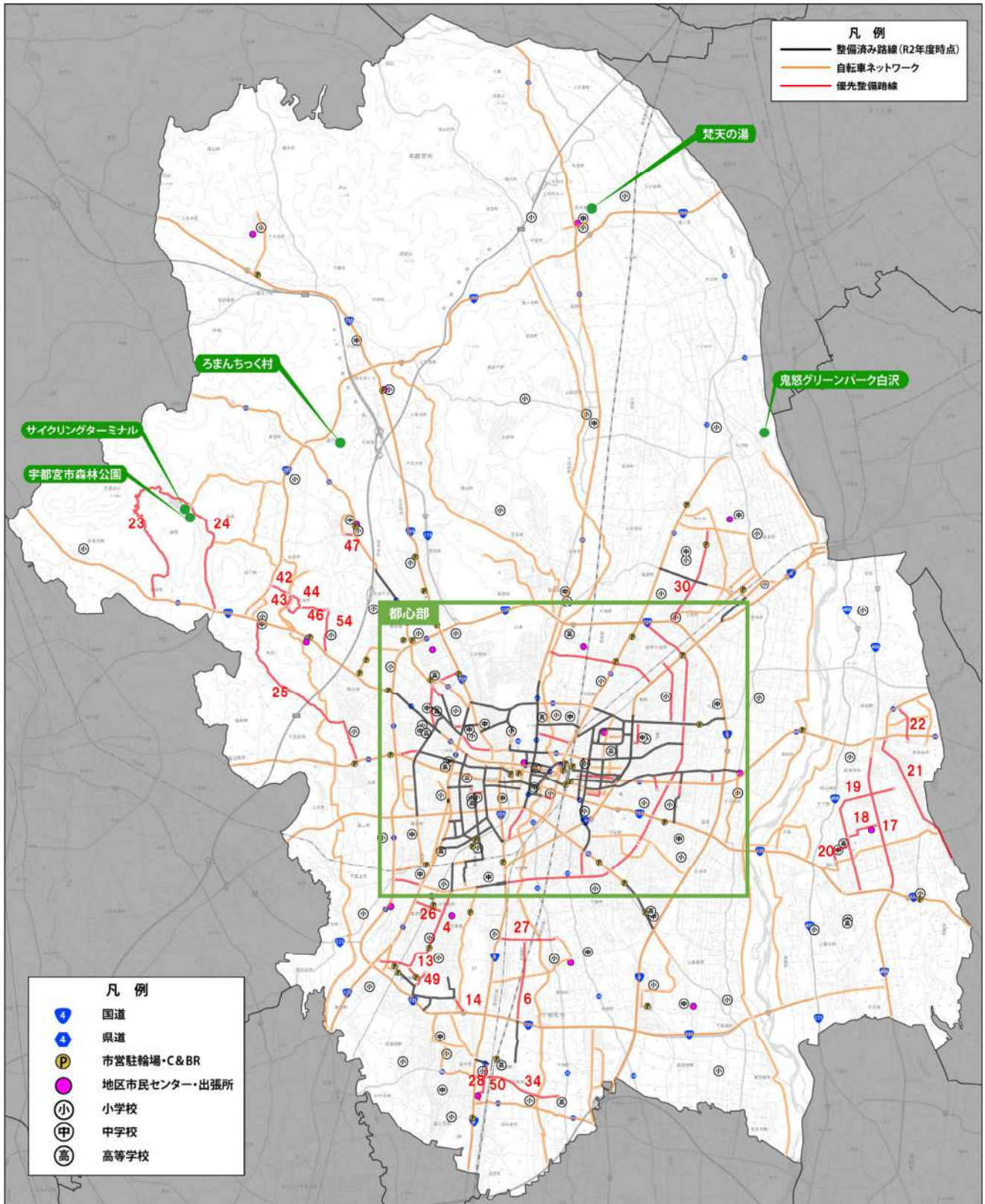
- ・ 各種事業の進捗により自転車需要が高まる路線（観光拠点内の周遊路線 等）
- ※ 今後のサイクルツーリズム等の検討状況に合わせて、新たな優先整備路線の選定を検討します。

3) 優先整備路線

前項における生活利用自転車ネットワークとサイクリングロード・サイクリングルートの路線選定基準に基づき延べ72km（54路線）を「優先整備路線」として選定します。

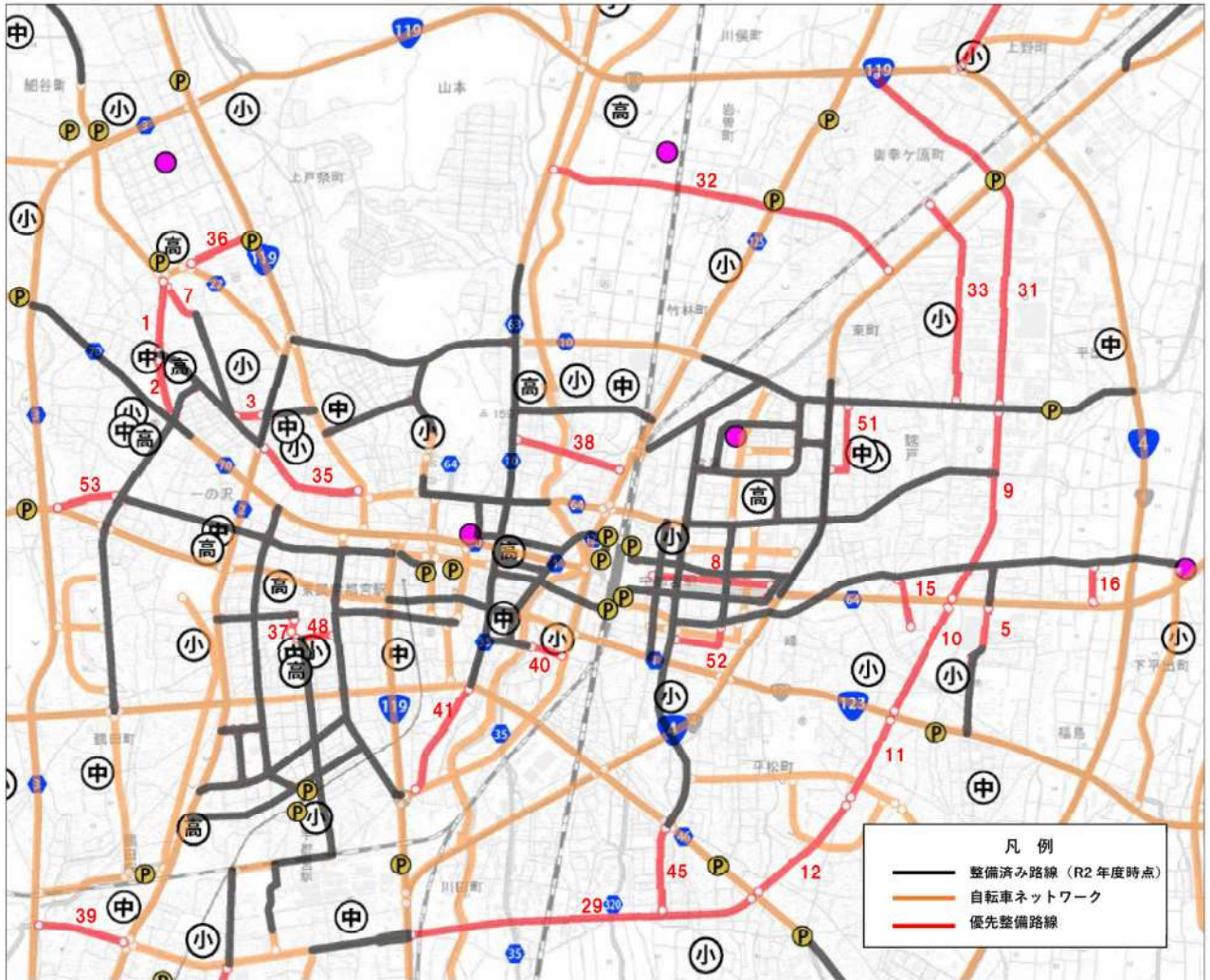
- ※ 整備にあたっては市施策事業の進行管理や補助等の関係機関との調整等を踏まえながら、計画的に整備を推進します。





優先整備路線（全域）





自転車ネットワーク（都心部）



優先整備路線一覧

No.	路線番号	道路愛称等	選定基準			延長(m)
			1)	2)	3)	
1	市道20号線	護国通り	○	○		550
2	市道20号線	護国通り	○	○		580
3	市道269号線	松原通り西側道路	○			270
4	市道125号線	緑が丘通り, 競馬場通り	○	○		3,140
5	市道5200号線	陽東さくら通り	○			500
6	市道1380号線	宇都宮工業高校 北	○	○		3,000
7	市道858号線	和尚塚通り	○			350
8	市道1588号線	鬼怒通り 北	○			960
9	市道1175号線	産業通り (競輪場通り~鬼怒通り)	○	○		1,500
10	市道1175号線	産業通り (鬼怒通り~国道123号線)	○			950
11	市道2690号線	産業通り (国道123号線~市道351号線)	○			700
12	市道2690号線	産業通り (市道351号線~宇都宮・真岡線)	○			950
13	市道829号線	総合運動公園 北西		○		460
14	市道6404号線	総合運動公園 南東		○		570
15	市道2187号線	県央産業技術専門学校 南西	○	○		440
16	市道5645号線ほか	平出TC 北	○			330
17	市道1433号線ほか	清原中央通り	○	○		3,490
18	市道1436号線ほか	清原地区市民センター 北	○			970
19	市道1440号線ほか	栃木県グリーンスタジアム 南		○		3,670
20	市道380号線ほか	清原学園通り	○			730
21	市道1385号線ほか	清原台通り	○	○		3,670
22	市道5997号線ほか	ゆいの杜小学校 東	○			1,000
23	市道2780号線ほか	ジャパンカップサイクロードレースコース		○	○	5,540
24	市道624号線ほか	ジャパンカップサイクロードレースコース		○	○	3,050
25	市道1342号線ほか	しろやま中通り, 明保通り		○	○	4,840
26	市道1030号線	陽南みなみ通り	○	○		740
27	市道1430号線	平元通り	○	○		1,470
28	市道713号線	雀宮中央小学校 南		○		300
29	市道2711号線ほか	下栗市営住宅 南	○	○		2,630
30	市道20037号線ほか	奈坪通り		○		2,520
31	市道2149号線ほか	産業通り		○		3,030
32	市道507号線ほか	岩曾中通り		○		2,740
33	市道1503号線	御幸小学校 東		○		1,700
34	市道713号線ほか	宇都宮南高校 西	○	○		2,070
35	市道247号線	栃木県体育館 西	○	○		930
36	市道23号線	県営若草住宅 南	○	○		560
37	市道1141号線	六道通り	○	○		160
38	市道26号線	大泉橋通り	○	○		880
39	市道2561号線	姿川中学校 南	○			710
40	市道85号線	築瀬小学校 南	○			300
41	市道125号線	下河原水再生センター 西	○			940
42	市道634号線	景観公園 北西		○	○	500
43	市道635号線	大谷街道, 立岩街道			○	400
44	市道2490号線ほか	景観公園 東			○	930
45	市道3266号線	下栗市営住宅 東		○		700
46	市道640号線	大谷資料館 南			○	730
47	市道573号線	岩原通り		○		300
48	市道164号線	西原小学校 北		○		400
49	市道837号線	栃木県総合運動公園 南		○		530
50	市道704号線ほか	雀宮駅 西		○		1,100
51	市道2821号線ほか	泉が丘中学校 西		○		670
52	市道1605号線	宇都宮東公園 西	○			500
53	市道4866号線	作新学院 南		○		540
54	市道637号線	瓦作街道		○	○	1,000

優先整備路線の選定基準

- 1) 自転車通勤・通学の需要が高い路線
- 2) 自転車事故が発生した安全性の向上が必要な路線
- 3) 各種事業の進捗により自転車需要が高まる路線



選定基準別優先整備路線一覧

1) 自転車通勤・通学の需要が高い路線

No.	路線番号	道路愛称等	延長(m)
1	市道20号線	護国通り	550
2	市道20号線	護国通り	580
3	市道269号線	松原通り西側道路	270
4	市道125号線	緑が丘通り, 競馬場通り	3,140
5	市道5200号線	陽東さくら通り	500
6	市道1380号線	宇都宮工業高校 北	3,000
7	市道858号線	和尚塚通り	350
8	市道1588号線	鬼怒通り 北	960
9	市道1175号線	産業通り(競輪場通り~鬼怒通り)	1,500
10	市道1175号線	産業通り(鬼怒通り~国道123号線)	950
11	市道2690号線	産業通り(国道123号線~市道351号線)	700
12	市道2690号線	産業通り(市道351号線~宇都宮・真岡線)	950
15	市道2187号線	県央産業技術専門学校 南西	440
16	市道5645号線ほか	平出TC 北	330
17	市道1433号線ほか	清原中央通り	3,490
18	市道1436号線ほか	清原地区市民センター 北	970
20	市道380号線ほか	清原学園通り	730
21	市道1385号線ほか	清原台通り	3,670
22	市道5997号線ほか	ゆいの杜小学校 東	1,000
26	市道1030号線	陽南みなみ通り	740
27	市道1430号線	平元通り	1,470
29	市道2711号線ほか	下栗市営住宅 南	2,630
34	市道713号線ほか	宇都宮南高校 西	2,070
35	市道247号線	栃木県体育館 西	930
36	市道23号線	県営若草住宅 南	560
37	市道1141号線	六道通り	160
38	市道26号線	大泉橋通り	880
39	市道2561号線	姿川中学校 南	710
40	市道85号線	築瀬小学校 南	300
41	市道125号線	下河原水再生センター 西	940
52	市道1605号線	宇都宮東公園 西	500



2) 自転車事故が発生した安全性の向上が必要な路線

No.	路線番号	道路愛称等	延長(m)
1	市道20号線	護国通り	550
2	市道20号線	護国通り	580
4	市道125号線	緑が丘通り, 競馬場通り	3,140
6	市道1380号線	宇都宮工業高校 北	3,000
9	市道1175号線	産業通り (競輪場通り~鬼怒通り)	1,500
13	市道829号線	総合運動公園 北西	460
14	市道6404号線	総合運動公園 南東	570
15	市道2187号線	県央産業技術専門学校 南西	440
17	市道1433号線ほか	清原中央通り	3,490
19	市道1440号線ほか	栃木県グリーンスタジアム 南	3,670
21	市道1385号線ほか	清原台通り	3,670
23	市道2780号線ほか	ジャパンカップサイクロードレースコース	5,540
24	市道624号線ほか	ジャパンカップサイクロードレースコース	3,050
25	市道1342号線ほか	しろやま中通り, 明保通り	4,840
26	市道1030号線	陽南みなみ通り	740
27	市道1430号線	平元通り	1,470
28	市道713号線	雀宮中央小学校 南	300
29	市道2711号線ほか	下栗市営住宅 南	2,630
30	市道20037号線ほか	奈坪通り	2,520
31	市道2149号線ほか	産業通り	3,030
32	市道507号線ほか	岩曽中通り	2,740
33	市道1503号線	御幸小学校 東	1,700
34	市道713号線ほか	宇都宮南高校 西	2,070
35	市道247号線	栃木県体育館 西	930
36	市道23号線	県営若草住宅 南	560
37	市道1141号線	六道通り	160
38	市道26号線	大泉橋通り	880
42	市道634号線	景観公園 北西	500
45	市道3266号線	下栗市営住宅 東	700
47	市道573号線	岩原通り	300
48	市道164号線	西原小学校 北	400
49	市道837号線	栃木県総合運動公園 南	530
50	市道704号線ほか	雀宮駅 西	1,100
51	市道2821号線ほか	泉が丘中学校 西	670
53	市道4866号線	作新学院 南	540
54	市道637号線	瓦作街道	1,000

3) 各種事業の進捗により自転車需要が高まる路線

No.	路線番号	道路愛称等	延長(m)
23	市道2780号線ほか	ジャパンカップサイクロードレースコース	5,540
24	市道624号線ほか	ジャパンカップサイクロードレースコース	3,050
25	市道1342号線ほか	しろやま中通り, 明保通り	4,840
42	市道634号線	景観公園 北西	500
43	市道635号線	大谷街道, 立岩街道	400
44	市道2490号線ほか	景観公園 東	930
46	市道640号線	大谷資料館 南	730
54	市道637号線	瓦作街道	1,000

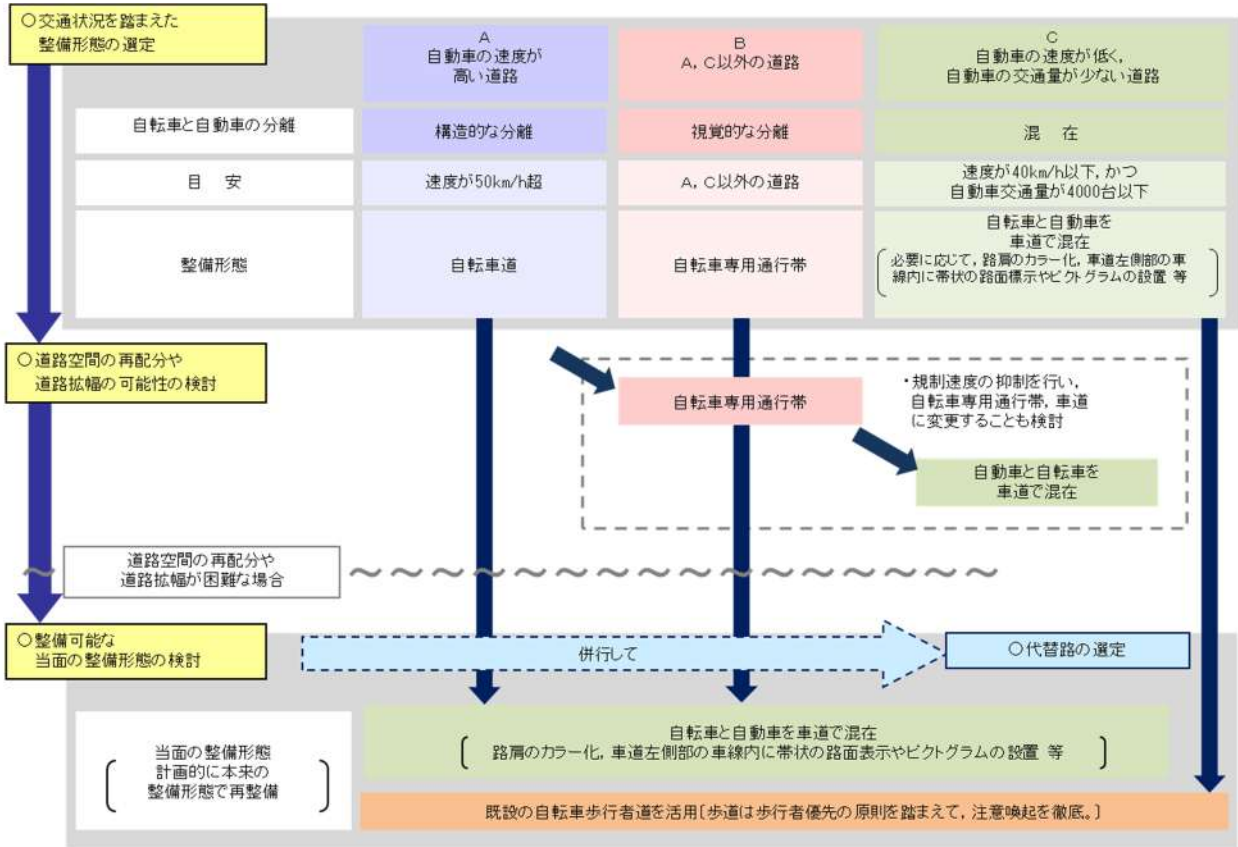


6 自転車ネットワークの整備手法

1) 生活利用自転車ネットワークの整備手法

路線毎の交通状況を踏まえ「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき整備します。（自転車道・自転車専用通行帯・車道混在型矢羽根型路面表示等）

車道通行を基本とした暫定形態を考慮した整備形態選定フロー



交通状況を踏まえた整備手法と整備事例

	A 自動車の速度が高い道路	B A・C以外の道路	C 自動車の速度が低く 自動車交通量が少ない道路
自転車と 自動車の分離	構造的な分離	視覚的な分離	混在
目安 ※	速度が 50km/h 超	A・C以外の道路	速度が 40km/h 以下、かつ 自動車交通量が 4,000 台以下
整備形態	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在 (自転車と自動車を車道で混在)
整備事例	 大谷街道	 奥州街道	 星が丘通り

※ 分離の必要性については、各地域において交通状況等に応じて検討することができる。

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

2) サイクリングロード・サイクリングルートの整備手法

これまでに整備されたサイクリングロードや生活利用自転車ネットワーク路線と連続性を図りながら、田川や鬼怒川、姿川サイクリングロードの未整備箇所について、河川管理者や交通管理者と連携しながら、段階的に整備します。

また、サイクルツーリズムの検討状況を踏まえながら、市内や市外観光地を結ぶ広域的なサイクリングルートを設定します。

それらの整備に合わせてサイクリングロード・サイクリングルートを安全で快適に走行できるよう、安全走行の注意喚起やルート案内などのサイン表示を設置します。

3) 効率的・効果的な整備手法の検討

効果的・効率的に自転車ネットワークの整備が進められるよう、国・県の指針等を踏まえながら、矢羽の大きさやデザイン、設置間隔の工夫、周辺景観等との調和など効率的・効果的な整備手法について検討します。



7 優先整備路線の整備効果

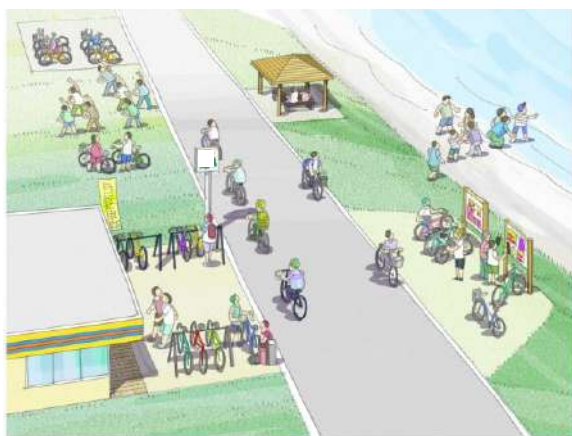
1) 生活利用自転車ネットワークにおける優先整備路線の整備効果

- ・ トランジットセンター等へのアクセス路線の整備により公共交通と自転車が連携され利便性向上
- ・ 自転車関連事故が多発している路線の整備により通学時などにおける安全性向上



2) サイクリングロード・サイクリングルートにおける優先整備路線の整備効果

- ・ 各種事業との関連性高い路線の整備により観光拠点におけるサイクルツーリズム推進



8 自転車ネットワークの維持管理

1) 既整備路線における自転車走行空間の維持管理

整備済みの「自転車専用通行帯」や「矢羽型路面表示」の塗装剥離の修繕など、継続的に安全な走行空間が確保できるよう適切な維持管理に努めます。



老朽化により視認性が悪化した矢羽根



ガイドラインに示される整備手法と
不整合の路線

2) 走行支障物件の撤去指導

自転車の安全円滑な走行空間を確保するため、自転車走行空間の整備に合わせて、沿線住民や店舗に対してのチラシ配布などにより走行支障物件の撤去指導を図るとともに、歩道の切り下げ工事や無電柱化事業など関連する事業と連携を図ります。



自転車の走行支障物件例



無電柱化の実施例



9 評価指標と整備スケジュール

評価指標については、これまでの取組実績や推移状況を踏まえて、「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」と同様に、施策の進捗状況を評価する「活動指標」と施策の実施効果を評価する「成果指標」を設定します。

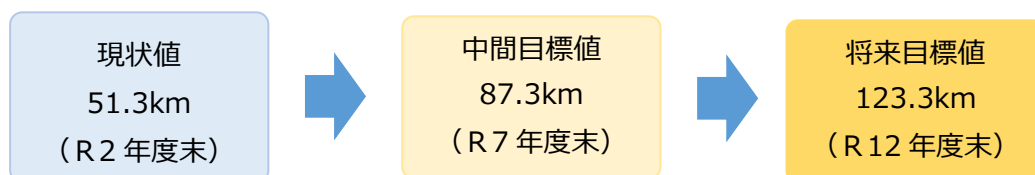
【活動指標】 自転車走行空間の整備延長

○ 指標説明

自転車ネットワーク計画に基づく自転車走行空間の整備延長（総延長）

○ 将来目標

自転車ネットワーク計画に基づく自転車走行空間の整備推進により、現状の51.3kmから将来（令和12年度末）123.3kmまで延伸することを目指します〔中間目標値（令和7年度末）は87.3km〕。



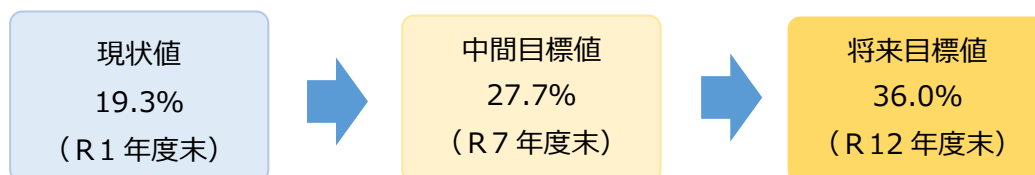
【成果指標】 自転車走行空間整備の満足度

○ 指標説明

宇都宮市民を対象とした自転車に関する市民意識調査における、「自転車走行空間が十分に整備されているか」の設問に対し、「とてもそう思う」・「少しそう思う」と回答した割合

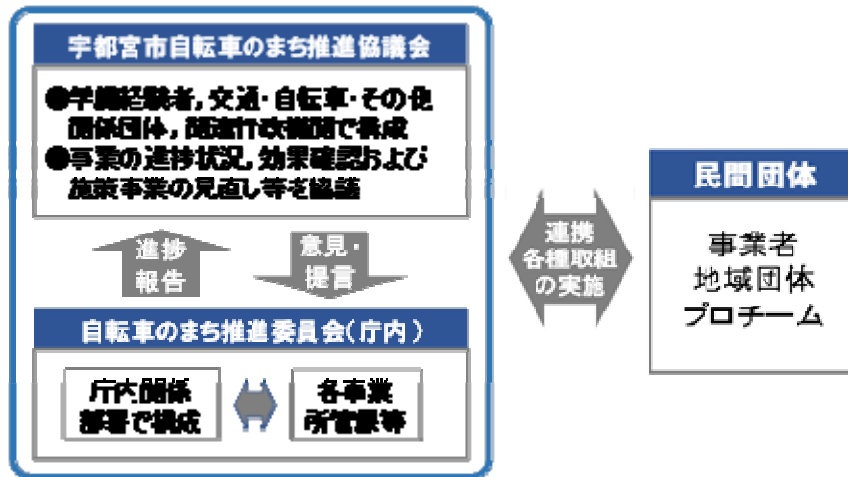
○ 将来目標

生活利用自転車ネットワーク路線の自転車走行空間整備及びサイクリングロード・サイクリングルート整備の整備、自転車ネットワークの維持管理の推進により、市民の自転車走行空間整備に対する満足度が、現状の19.3%から将来（令和12年度末）36.0%まで増加することを目指します〔中間目標値（令和7年度末）は27.7%〕。



10 推進体制と進行管理体制

- 推進体制については、「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」と同様に、自転車施策に関わる多様な関係者で構成する「宇都宮市自転車のまち推進協議会」において事業の進捗状況、効果確認及び施策事業の見直し等を協議しながら、「自転車のまち宇都宮」実現に向けて、官民連携により各種取組みを推進します。



- 進行管理体制については、「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」と合わせて、PDCAサイクルの考え方に基づき、本計画(Plan)に従った施策・事業の実施(Do)に対して、年度ごとに活動指標、成果指標により進捗状況を評価・検証(Check)し、必要に応じて施策・事業の見直し(Action)を行い、着実な計画の推進を図ります。
また令和7年度には、目標達成状況を確認しながら計画の中間見直しを行うとともに、必要に応じて随時、計画や目標の見直し、優先整備路線や整備形態等についての検討など、整備に向けて柔軟な対応を行っていきます。

